

(別紙1)

## 特別養護老人ホームぬくもりの郷 短期入所サービス 利用料金

施設が法定代理受領サービスに該当する短期入所サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額です。その利用者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係る施設サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額（介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額）を負担していただきます。

当施設の料金は、下記の [1] 及び [2] の基本料金に加えて [3] ~ [5] の該当される加算料金及びその他料金の合計が利用料金となります。（2024年8月1日現在）

### [1] 短期入所（予防）生活介護費

ご契約者様の要介護度に応じた料金を負担していただきます。

併設型ユニット型短期入所介護生活費 I [ユニット型個室]			
	1割	2割	3割
i 要支援1	529 円	1,058 円	1,587 円 /日
ii 要支援2	656 円	1,312 円	1,968 円 /日
iii 要介護1	704 円	1,408 円	2,112 円 /日
iv 要介護2	772 円	1,544 円	2,316 円 /日
v 要介護3	847 円	1,694 円	2,541 円 /日
vi 要介護4	918 円	1,836 円	2,754 円 /日
vii 要介護5	987 円	1,974 円	2,961 円 /日

### [2] 1日あたりの食費 及び 居住費

ご契約者様の介護負担限度額認定に応じた料金を負担していただきます。

区分	食費	居住費
減免なし	1,445 円 /日	2,066 円 /日
第3段階②	1,300 円 /日	1,370 円 /日
第3段階①	1,000 円 /日	1,370 円 /日
第2段階	600 円 /日	880 円 /日
第1段階	300 円 /日	880 円 /日

◇ 食費は提供する食事の材料費及び調理費です。（朝食390円、昼食555円、夕食500円）

◇ 居住費は施設設備を利用し、生活する場合の「室料」+「光熱水費」です。

### [3] 加算料金

該当される加算料金を負担していただきます。

体制加算 ※利用時に必ずご負担いただく加算	1割	2割	3割	
① 看護体制加算 ※要介護のみ 常勤の看護師を1人以上配置している場合。なお、看護職員は24時間の連絡体制（夜間はオンコール体制）を確保しております。	4円	8円	12円	/日
② 夜勤職員配置加算Ⅱ ※要介護のみ 夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準を1人以上上回って配置している場合。	18円	36円	54円	/日
③ 機能訓練体制加算 常勤の機能訓練指導員（理学療法士等）を1人以上配置している場合。	12円	24円	36円	/日
④ 生産性向上推進体制加算Ⅱ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行っている場合。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと。	10円	20円	30円	/月
⑤ 看取り連携体制加算 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。また、次のいずれかに該当すること。 (1)看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定していること。 (2)看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定しており、かつ短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本施設設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。	10円	20円	30円	/月
⑥ サービス提供体制強化加算Ⅰ 介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が100分の80以上の場合。	22円	44円	66円	/日
⑦ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ(新加算Ⅰ) キャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境等要件の3点を満たした賃金改善計画を策定し、計画に基づき適切な措置を講じている場合。	サービス費全体の14.4%			/月
選択的サービス加算 ※希望に応じて選択できる加算	1割	2割	3割	
⑧ 送迎加算(片道につき) 利用者の心身の状態、家族等の事情からみて、送迎を行うことが必要と認められた場合。	184円	368円	552円	/回

⑨ 個別機能訓練加算 他職種で協働して個別機能訓練計画を作成した生活機能訓練を実施しており、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問したうえで必要に応じて計画を見直している場合。	56円	112円	168円	/回
⑩ 療養食加算（1日3回まで） かかりつけの医師が発行する食事せんに基づき、食事の提供が管理栄養士または栄養士によって管理され、利用者の年齢・心身の状態によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている場合。	8円	16円	24円	/食
⑪ 緊急時短期入所受入加算 ※要介護のみ 居宅サービス計画が無い等の状況で、やむを得ない理由により、緊急で利用者を受け入れた場合。	90円	180円	270円	/日
⑫ 生活機能向上連携加算 訪問リハビリ若しくは通所リハビリを実施している事業所又はリハビリを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、介護老人福祉施設等を訪問し、介護老人福祉施設等の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成している場合。 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施している場合。	100円	200円	300円	/日

#### [4] 日常生活上必要となる諸費用

申し出によって、身の回り品として日常生活に必要な日用品を施設が提供する場合に、ご負担いただきます。

なお、おむつ代は介護保険給付の対象になっていますので、ご負担の必要はありません。

- ① シャンプー、リンス 10 円/日
- ② 石鹸、ボディシャンプー 10 円/日
- ③ タオル、バスタオル 30 円/日

※利用期間中に入浴が有った場合は①②③を利用日数分ご負担いただきます。

※利用期間中に入浴が無かった場合は③のみ利用日数分ご負担いただきます。

#### [5] その他利用者が選択するサービスに係る利用料

##### ① 教養娯楽費 実費

各年度事業計画により行われるクラブ活動や月例行事・レクリエーション等での実費費用を、お支払いいただきます。

##### ② 個人的に使用する持込機器等にかかる電気使用量 1台ごと1日につき

- ◇ 電気使用料金A 10 円/日・・・電気剃刀、携帯電話等 など
- ◇ 電気使用料金B 20 円/日・・・ラジオ、ラジカセ など
- ◇ 電気使用料金C 50 円/日・・・冷蔵庫、扇風機 など

##### ③ その他の費用 実費

- ◇ 理美容施術代
- ◇ 売店での買い物等の代金

##### ④ 感染症対策用品

- ◇ 不織布マスク 20 円/枚

※持参がない場合は、1日1枚の計算で利用日数分ご負担いただきます。

**[6] 各利用料金の軽減制度(次の軽減制度は市町村に申込みが必要です)**

(1) 《 負担の軽減 》 = 高額介護サービスの負担上限による軽減制度により、介護保険料の段階に応じて1ヶ月の自己負担額の上限が次のようになっています。

区分	負担の上限(月額)
現役並みの所得者に相当する世帯の方で、課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100 円 (世帯)
現役並みの所得者に相当する世帯の方で、課税所得380万円(年収約770万円)から課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の方	93,000 円 (世帯)
現役並みの所得者に相当する世帯の方で、課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,000 円 (世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200 円 (世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600 円 (世帯)
・ 老齢福祉年金を受給している方	24,600 円 (世帯)
・ 前年の合計所得額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000 円 (個人)
生活保護を受給している方等	15,000 円 (個人)

(2) 《 食費・居住費の軽減 》 = 特定入所者介護サービス費の軽減制度によって、低所得者の方のサービス利用が困難にならないよう、介護保険料段階によって1日の自己負担額上限が次のようになっています。

利用者負担段階		負担限度額(1日)	
区分	対象者	居住費(個室)	食費
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	880 円	300 円
第2段階	市民税非課税世帯の方で、合計所得金額と課税年金収入額が非課税年金額の合計が年間80万円以下の方	880 円	600 円
第3段階①	市民税非課税世帯の方で、年金収入等が80万円以上から120万円以下の方。	1,370 円	1,000 円
第3段階②	市民税非課税世帯の方で、年金収入等が120万円以上の方。	1,370 円	1,300 円
第4段階	上記以外の方(負担限度額なし)	2,066 円	1,445 円

(3) 《 社会福祉法人の利用者負担軽減制度 》

世帯全員が市町村民税世帯非課税で一定の条件に該当すると**市町村が認めた場合には**、次の内容で利用者負担(1割負担、食費、居住費)を社会福祉法人と公費で負担(1/2 或いは1/4)し、入居者の負担を軽減する制度です。(老齢福祉年金受給者は1/2軽減、それ以外は1/4の軽減)

1. 年間収入が単身世帯150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
2. 貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

3. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
4. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
5. 介護保険料を滞納していないこと。

※上記の条件に全て該当するかを市町村に申請し、認められた場合には軽減されます。

特別養護老人ホームぬくもりの郷  
短期入所サービス 利用料金表

2024年8月1日現在 (単位：円)

ご契約者の要介護度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
[1] サービス 利用料金 (1日あたり)	1割	529	656	704	772	847	918	987	
	2割	1,058	1,312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974	
	3割	1,587	1,968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961	
[2] 食費 (1日あたり)	減免なし	1,445							
	第3段階②	1,300							
	第3段階①	1,000							
	第2段階	600							
	第1段階	300							
[2] 居住費 (1日あたり)	減免なし	2,066							
	第3段階	1,370							
	第2段階	880							
	第1段階	880							
[3] 体制加算 料金 ①～⑥ (1日あたり)	1割	61	75	82	90	98	106	114	
	2割	122	150	164	180	196	212	228	
	3割	183	225	246	270	294	318	342	
[4] 選択的 サービス加算 料金						1割	2割	3割	
	送迎加算(片道につき)					184	368	552	
	個別機能訓練加算(1回につき)					56	112	168	
	療養食加算(1食につき)					8	16	24	
	緊急時短期入所受入加算 ※要介護のみ					90	180	270	
	生活機能向上連携加算					100	200	300	
自己負担合計 (1日の目安) [1]+[2]+[3]	減免 無	1割	4,101	4,242	4,297	4,373	4,456	4,535	4,612
		2割	4,691	4,973	5,083	5,235	5,401	5,559	5,713
		3割	5,281	5,704	5,869	6,097	6,346	6,583	6,814
	第3段階②	3,260	3,401	3,456	3,532	3,615	3,694	3,771	
	第3段階①	2,960	3,101	3,156	3,232	3,315	3,394	3,471	
	第2段階	2,070	2,611	2,266	2,342	2,425	2,504	2,581	
	第1段階	1,770	1,911	1,966	2,042	2,125	2,204	2,281	

- ◇ 選択的サービス加算を利用することにより、上記表の自己負担合計額が変動します。
- ◇ 利用料金は、上記表の金額に、[4]日常生活上必要となる諸費用及び[5]その他利用者が選択するサービスに係る利用料金を加えた料金となります。
- ◇ サービス基本料金、食費、居住費は負担軽減制度が適用になる場合があります。